第100回産業統計部会(書面開催)議事結果

- 1 日 付 令和3年2月4日(木)~2月19日(金)
- 2 出席者

【委員】

川﨑 茂(部会長)、岩下 真理

【臨 時 委 員】

宇南山 卓

【専門委員】

山岸 順子

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通統計課

- 3 議事 作物統計調査の変更について
- 4 議事の状況

「新型コロナウイルス感染症対策の総務省対処方針」(令和3年1月7日最終改正、新型コロナウイルス感染症総務省対策本部決定)において、「総務省主催の(略)有識者会議については、できる限り遠隔開催により行う。特に、特定都道府県において実施するものについては、遠隔開催以外は開催しないものとする。」と定められたことに伴い、第100回産業統計部会は、書面開催として行われた。

今回は、作物統計調査の変更内容のうち、「調査期日及び公表時期の変更」(①水稲、②麦類及び春植えばれいしょ)、「調査対象の変更」及び「集計事項の変更」について審議を行い、水稲に関する調査期日及び公表時期の変更を除き、変更内容はおおむね適当とされた。

また、「過去の答申における『今後の課題』への対応状況」のうち、「主産県調査時における全国値の推計方法の検証」については、現時点で全国調査の実施年に至っていない作物があるため、引き続き課題として、検証を続けることとした。また、「先進技術の活用による調査効率化の検討」については、今回、予測手法の拡大が予定されていることも踏まえ、対応は適当とされた。

水稲に関する調査期日及び公表時期に変更については、本調査の利活用において最も重要なものである「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)の策定時期の変更に対応するものであるとともに、他の利活用への支障はないことなどから、調査時期等の変更自体については、適当とされた。

しかしながら、これまで基本指針の策定に「予想収穫量調査」が用いられてきたことから、 申請の際に予定されていた「9月の作柄概況調査の調査時期を繰り下げる」のではなく、む しろ「基本指針の前倒しに連動して、予想収穫量調査についても前倒して追加実施すること とし、従前行われてきた作柄概況調査の9月調査は、事実上、そこに吸収される」という整 理が合理的ではないかとの提案がなされ、その内容で計画を変更する必要がある旨を指摘す ることとされた。これに併せて集計事項についても必要な修正を行うこととされた。

なお、委員から提出された意見・質問と、それに対する調査実施者の回答は、別紙のとおり。

第100回産業統計部会(書面開催) 配布資料の内容等に関する質問・意見及び回答

委員等お名前 川﨑 茂

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁からの回答
3	7	論点1の回答において、水稲の作況調査(作柄概況調査、予想収穫	■ 別添1のとおり整理いたしましたので、参考になさっ
		量調査、収穫量調査)について説明をいただき、その中に言い尽くさ	てください。
		れているとは認識しますが、それぞれの公表事項(アウトプット)の	
		概観を比較したものを御提示いただけると、より理解が進むと考えま	
		すので、よろしくお願いいたします。	
3	_	今回の水稲の調査時期等の変更については、「米穀の需給及び価格の	■ 時期変更自体について、特に問題のない旨の御意見を
		安定に関する基本指針」の策定時期の前倒しに伴い、作柄概況調査(9	いただき、ありがとうございます。
		月調査)を9月15日調査から9月25日に繰り下げることを中心に構	
		築されています。	■ 今回の調査期日の見直しは、最も重要な行政利活用で
		「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の策定への活用が、	ある「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の策
		本調査の利活用の最も重要なものであるとともに、今回の変更により、	定時期が変更されることに伴い行うものです。
		他の利活用にも支障がないとのことから、今回予定されている時期変	これまで、当該基本指針における需給量の算定等には
		更自体については、特に問題はないと考えます。	10 月 15 日現在の予想収穫量調査の結果が利用されてい
			たことを踏まえると、今後の基本指針に利活用される9
		しかし、9月調査は、現在、「作柄概況調査」の一部として位置づけ	月 25 日現在調査について、作柄概況調査ではなく予想収
		られているものの、7月調査や8月調査が作柄の良否を文字情報とし	穫量調査として整理することに、当省としても異論はあ
		て公表しているのとは異なり、予想される収量を実数値として公表す	りません。
		るものであり、実態としては予想収穫量調査に近いと考えられます。	また、この変更を行う場合、専ら予測手法を用いた推計
		これを踏まえると、今回の変更は、当初の考え方で示されているよ	により、文字情報で作柄の良否を公表するものが「作柄概
		うな「9月の作柄概況調査の調査時期を繰り下げる」というよりも、	況調査」(7月調査、8月調査)、実測手法により、数値情

		むしろ「基本指針の前倒しに連動して、予想収穫量調査についても前倒して追加実施しようとするものであり、従前行われてきた作柄概況調査の9月調査は、事実上、そこに吸収される」という整理が合理的ではないかと考え、提案します。 なお、諮問の際に事務局が示した図を流用し、再整理案を 別添2 で示します。	報としての予想収穫量及び作況指数を公表するものが 「予想収穫量調査」と整理されることからも、御提案に沿った整理をいたしたいと考えます。
3	_	別添2のとおり作柄概況調査の9月調査を予想収穫量調査として整理した場合、作柄概況調査はこれまで7、8、9月の3回行っていたところ、7、8月の2回だけの実施となりますが、従前、文字情報として公表している7、8月調査について、数値情報にしてほしい等のニーズは、特にないのでしょうか。	■ 現時点では、お盆後の台風や病虫害による影響も当然 想定されているので、一般の利用者からも現行以上の情 報を求める話は特にいただいておりません。 また、農水省としても、7、8月調査時点では、その後 の天候や病虫害による影響を大きく受ける可能性が高い 時期であるため、幅を持たせた文字情報としてお示しす ることが適当と考えております。
3	_	作柄概況調査の9月調査を予想収穫量調査として整理した場合、調査計画の集計事項にも相応の修正が入ると考えます。	■ 計画の修正については、総務省と相談の上、対応したい と考えております。
3	8, 9	基本指針に直近の状況を反映するため、基本指針策定により近い時点で9月調査を行うことが適切であることは理解しますが、逆に、10月調査について、収穫量調査が接近している時期にあって、今後も引き続き行う必要はあるのでしょうか。	■ 基本指針の策定後、各都道府県、市町村等においても、 それぞれの単位で生産の目安を策定しております。 10月調査については、別添2でも記載しているように、 9月25日現在以降に台風の襲来、天候不順、トビイロウンカの大量発生等による大きな作柄変動があった場合、 産地等で行う翌年産の作付等の検討を年内中に行えるように、基本指針及び米穀の需給見通しを変更し、速やかに 各県、市町村等の段階まで変更後の基本指針を示す必要があります。

			このため、政策部局からは10月上旬、11月上旬の2回 情報を求められているところ、統計部局としても対応す る必要があると考えております。
3	9	作付面積調査は、予想される収量とセットで公表しているため、公表時期を後ろ倒しにするということだが、そもそも、現在7月15日現在で行われている調査期日を変更する必要はないのでしょうか。また、作付面積調査の公表時期について、9月調査の公表時期を10月上旬にすることと併せて公表時期をずらすことがマストなのか、ベターなのか説明してください。	地面積の調査を同時に行っているところ、水稲だけ分け て実施すると労力が増大してしまうので、調査期日を合 わせ、一体として調査を行いたいと考えております。
3	10~12	今回計画されている麦類及び春植えばれいしょに関する公表時期の 変更については、利活用ニーズへの対応、調査の効率的実施、また、生 産実態を踏まえたものであり、適当と考えます。	

- ところで、本調査は、生育時期や生育過程、栽培地域が異なる多様な作物を対象に実施されており、利活用ニーズについても、それぞれに異なるものと考えています。そのため個々のニーズの変化により、公表時期等の変更が五月雨で発生することはやむを得ないと思いますし、ニーズを踏まえた合理的な変更について、異議を差し挟むことも少ないのではないかと認識しています。

一方で、統計委員会の審議事項は多く、限られたマンパワーと時間 を有効に活用して本来求められる委員会機能を発揮するためには、メ リハリのある対応が必要と思います。

これは、他の統計調査においても当てはまることで、申請に当たっては、重大な変更と細かな変更が混在するケースや細かなケースのみにとどまるケースなど様々ですが、諮問審議においては、重大な変更を中心に審議を行い、当該調査の方向性に統計委員会がしっかりコミットしつつ、ニーズの変化等により合理的と思われる細かな変更のみの場合は、委員長及び部会長の判断に係る軽微な事項として処理するなど、柔軟な対応をすることで、統計委員会を合理的かつ効率的に運営しつつ、機能を発揮できるものと考えます。

■ 御意見ありがとうございます。統計調査の変更に係る 諮問審議においては、御多忙の中、御対応いただき、あり がとうございます。

御認識のとおり、各調査の申請内容は様々ですが、合理的・効率的な対応をしていただけるよう、今後も個別案件ごとに御相談してまいりますので、柔軟な御判断をいただけたらと考えております。

配布資料資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁からの回答
3	7	9月15日調査の「作柄概況調査」の実施時期を遅らせ、作柄の区分のみならず予想収量も表章するのであれば、「予想収穫量調査」として位置付けることが分かりやすいのではないか。 また、10月15日に実施していた「予想収穫量調査」を25日に変更しつつも維持するのであれば、9月の調査は「速報」として位置付けるのが適当ではないか。	■ 従前、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針における需給量の算定等には10月15日現在の予想収穫量調査の予想収穫量が利用されていたことを踏まえると、今後の基本指針に利活用される9月25日現在調査について、作柄概況調査ではなく予想収穫量調査として実施することに問題はなく、利活用上妥当であるとも考えます。また、当該変更を行った場合、予測手法による推計を行い、文字情報で作柄の良否を公表するものが「作柄概況調査」、実測手法による推計を行い、収穫量及び作況指数を公表するものが「予想収穫量調査」と、名称上も明確に区分されることから、望ましいと考えます。
3	7	「柔相原磁具細木」 しして位置付けて担合 これずでの 10 日 15 日	す。 ■ 0月95月現在はして理本が行った担合の水形佐辺博士
3	/	「予想収穫量調査」として位置付ける場合、これまでの 10 月 15 日に実施していた場合と比べ、9 月 25 日時点での調査でどの程度の精度が期待できるのかを明らかにして欲しい。	■ 9月25日現在として調査を行った場合の水稲作況標本 筆の刈取り済み割合は、10月15日現在の概ね9割に対し て、9月25日現在では概ね5割となっています。収穫期ま
		また、10月25日に後ろ倒しした新たな「予想収穫量調査」と、収穫 量調査ではどの程度の差が生まれると期待しているのかを明らかにし	での期間が長くなり、刈り取り前のほ場が多くなる分、収穫までの間に台風の襲来、天候不順、病害虫の発生等によ

		て欲しい。	って、作柄が変動する可能性も10月15日現在より大きいことはやむを得ないと考えます。 しかしながら、従前の9月15日現在と9月25日現在と
3	7	9月25日に「予想収穫量調査」として調査を実施するとしたら、10月25日に調査を残す必要性について明らかにして欲しい。	の比較においては、前者については、刈取り済み割合が約3割にとどまっているところであり、今回の変更で9月25日現在にすることによって、最終的な収穫量により近い予想量を算定できる可能性が上がり、今後、基本指針に活用することにも大きな支障は生じないと考えております。 ■ 仮に、9月25日現在の予想収穫量について、その後の天候不順などにより、大きな変更を余儀なくされた場合には、10月25日現在の予想収穫量により、基本指針を変更
			し、速やかに各県、市町村等の段階まで変更後の基本指針を示すことが想定されているところであり、このような状況からも10月25日現在の調査は引き続き必要と考えているところです。 ■ 一方、10月25日現在として調査を行った場合は、当然10月15日現在よりも水稲作況標本筆の刈取り済み割合が高くなるため、従来よりも収穫量調査(12月以降に公表)に近い結果が得られると期待しています。

委員等お名前	山岸	順子			
--------	----	----	--	--	--

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁からの回答
3	8, 9	9月15日の作柄概況調査を10日遅らせて9月25日とする件につい	今回の調査期日の見直しは、最も重要な行政利活用であ
		て、作況概況調査としてではなく予想収穫量調査として行うというご	る「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の策定時
		意見に賛成します。9月15日と25日のこの10日間の違いは非常に大	期が変更されることに伴い行うものです。
		きく、調査の精度も向上すると判断され、数値データを公表すること	これまで、当該基本指針における需給量の算定等には 10
		からも、位置づけとしては予想収穫量調査とすることに問題はないと	月15日現在の予想収穫量調査の結果が利用されていたこと
		思います。これまでの公表との整合性の問題もあるかと思いますが、	を踏まえると、今後の基本指針に利活用される9月25日現
		ご検討をお願いします。	在調査について、作柄概況調査ではなく予想収穫量調査と
			して整理することに、当省としても異論はありません。
			また、この変更を行う場合、専ら予測手法を用いた推計に
			より、文字情報で作柄の良否を公表するものが「作柄概況調
			査」(7月調査、8月調査)、実測手法により、数値情報とし
			ての予想収穫量及び作況指数を公表するものが「予想収穫
			量調査」と整理されることからも、御提案に沿った整理をい
			たしたいと考えます。

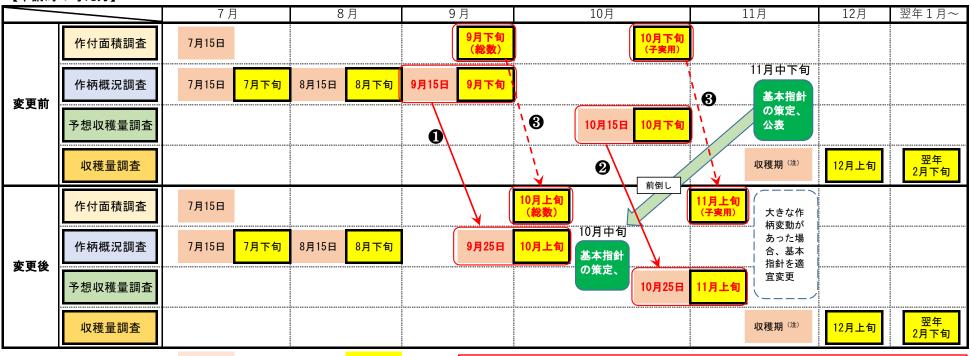
別添1 水稲の作況調査の公表事項等

	区分	調査時期	主な公表事項	地域	今後の対応
		7月	作柄の良否(文字情報・注1)	西南暖地(早期栽培等)のみ	予測手法に移行
	作柄概況調査	8月	作柄の良否(文字情報・注1)	全国	
	I F-11-17% COLUMN EL		10アール当たり予想収量	西南暖地(早期栽培等)のみ	
作況調査		9月	10アール当たり予想収量(注2)	全国	
	予想収穫量調査	10月	10アール当たり予想収量 予想収穫量(注3)	全国	実測調査を継続
	収穫量調査	11月	10アール当たり収量 収穫量(注4)	全国	

- (注1) 調査時点から収穫期までの間における病害虫や気象状況など不確定要素が大きいことから、調査により得られた数値をそのまま公表するのではなく、平年との比較を階級区分(「良」「やや良」「平年並み」「やや不良」「不良」の5区分)に集約して公表
- (注2) 「作付面積」(青刈り面積を含む総数)を併せて公表。 当該面積から見込まれる「主食用作付見込面積」に「10アール当たり予想収量」を乗じて、「予想収穫量」を参考値として計算・公表
- (注3) 「作付面積」(子実用:青刈り面積を除いた面積)を併せて公表。 当該面積に「10アール当たり予想収量」を乗じて「予想収穫量」を計算・公表
- (注4) 10月に公表した「作付面積」に「10アール当たり収量」を乗じて「収穫量」を計算・公表

別添2 水稲に関する調査期日等の変更について(申請時の考え方と提案)

【申請時の考え方】

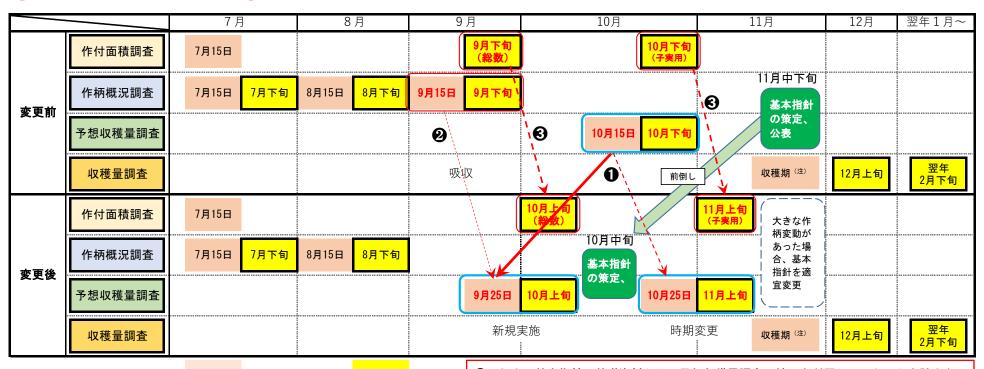


〔凡例〕 調査期日 公表時期

(注):収穫量調査の調査期日は、主な地域の収穫期を記載している。

- ●基本指針の策定前倒しにより、利用できる最新の情報は「作柄概況調査 (9月調査)」になる。そこで、基本指針の策定に、できるだけ最新の予想値を使えるようにするため、 実施期日を9月25日に繰下げ
- ②「作柄概況調査」の繰下げに伴い、実施間隔をあけるため、「予想収穫量調査」を10月 25日現在に繰下げ
- ③作付面積のデータについては、これまで作柄概況調査 (9月調査) や予想収穫量調査の公表資料中で予想収量とセットで公表していたことから、**12**に連動して公表を繰下げ

【申請時の考え方に対する再整理の提案】



〔凡例〕 調査期日 公表時期

(注):収穫量調査の調査期日は、主な地域の収穫期を記載している。

- ●これまで基本指針の基礎資料として予想収穫量調査の結果を利用していたことを踏まえ、基本指針の策定前倒しに伴い、予想収穫量調査についても、これまでより早く、かつ、基本指針に最も近い時期のデータを提供するため、9月25日現在の調査を新たに実施するとともに、実施間隔をあけた上で、10月にも引き続き実施(10月25日現在)
- ❷作柄概況調査(9月15日)についても予想収量を集計していたことから、9月の予想収穫 量調査に事実上吸収
- ❸作付面積のデータについては、これまで作柄概況調査(9月調査)や予想収穫量調査による予想収量とセットで公表していたことから、①②に連動して公表を繰下げ